

第3回臨時会

平成18年第3回那珂川町議会臨時会は、5月2日に招集され、正副議長の選挙、常任委員の選任等を行い議会構成が決まりました。

議長に杉本益三議員、副議長に石田彬良議員が選挙の結果当選されました。常任委員会等の構成は下記のとおりです。

5月2日の第3回那珂川町議会臨時会におきまして、議員の大多数の皆様のご推薦により議長の重責を担うことになりました。誠に身に余る光栄であります。

議会の使命は、あくまでも住民全体の立場に立って執行



杉本益三議長

就任あいさつ



石田彬良副議長

合併後初めての町議会議員選挙が行われ、初議会において、議員の皆様のご選挙により副議長に就任いたしました。身に余る光栄に存じます。円滑な議会運営のため、議長を補佐し、職務を全うしてゆくと所存であります。

機関の行う政策形成過程及び実施過程においてその事務事業が適法・適正に、しかも公平、効率的に、そして民主的になされているかどうかを正しい意味で批判し、監視していくことであると考えます。

また、その要所で重要な意思決定を行う役割を果たしていくことも議会の使命であると思えます。

新生那珂川町が発足し10カ月経過いたしました。少子高齢化の進行、地方分権、三位一体の改革による地方自治体への先行きが不透明等々諸

昨年10月那珂川町が誕生いたしました。急速な少子高齢化、とまらない人口減少など、かつて経験したことのない大きな社会問題に直面しております。また、国の三位一体の改革による交付税及び補助金の削減、税源移譲とは名ばかりの不透明な財政改革の下で町財政は極めて深刻な状況にあります。この状況を少しでも緩和させ、住民の福祉・サービスを維持していくためには行財政改革に取り組んでいかなければならないと考えているところであります。

課題が山積しています。これらの問題に議会が一つになつて対処できるよう努めるとともに、円滑な議会運営に精一杯頑張る所存であります。

今後の那珂川町のまちづくりの方向を示す振興計画基本構想が議決されました。議会としても町民の皆様への期待に応えるべく、早期実現に最善の努力をいたしますので、町民の皆様の一層のご指導ご協力を賜りますようお願い申し上げます。就任のあいさつといたします。

将来を見込んだ職員の定員適正化、自主財源の確保等々、これから先の町にとって重要課題が山積みであります。

最近の都市部と地方の経済格差は著しいものがあります。この格差を一日も早く解消して、町民が元気で安心して生きがいを感ぜられる郷土造りのために努力する覚悟であります。

最後になりますが、町民の皆様の一層のご支援、ご指導を賜りますようお願い申し上げます。



常任委員会の構成

常任委員会の名称	委員長	副委員長	委員					
総務企画常任委員会	鈴木 和江	鈴木 雅仁	小林 盛	大金 市美	小川 洋一	杉本 益三		
教育民生常任委員会	川上 要一	原田 照信	益子 明美	阿久津武之	桑原 勇一	薄井 和平		
産業建設常任委員会	岩村 文郎	橋本 操	福島 泰夫	石田 彬良	大金 伊一	大森 富夫		
議会運営委員会	大金 市美	小川 洋一	岩村 文郎	川上 要一	鈴木 和江	桑原 勇一		
議会広報特別委員会	阿久津武之	益子 明美	鈴木 雅仁	大金 市美	川上 要一	薄井 和平		
南那須地区広域行政事務組合議会議員			小林 盛	阿久津武之	薄井 和平			
			桑原 勇一	小川 洋一	大金 伊一			

◆監査委員の選任同意



福島泰夫議員

議会選出の監査委員に福島泰夫議員を選任することに同意しました。

◆専決事項4件を承認

地方自治法等の一部を改正する法律が4月1日に施行されたことから、専決処分を行った次の条例改正を承認したものです。

●町税条例の一部改正

定率減税の廃止、個人町民税所得割の税率を3段階の累進税率から一律6%へ改正、分離課税等に係る個人住民税の税率割合等の改正、町たばこ税の引き上げなど、町税条例の一部を改正したものです。

●国民健康保険条例の一部改正

65歳以上の公的年金受

給者の公的年金等控除額が減額されたことに伴い、控除額の改正をしたものです。

●非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正

●消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正

構成関係市町村の共同事務処理をしていた栃木県市町村消防災害補償等組合及び栃木県町村議会議員公務災害補償等組合が解散し、新たに栃木県市町村総合事務組合が設立されたことから、関係条例の整理をしたものです。



第4回定例会

平成18年第4回議会定例会は、6月27日から29日までの3日間の日程で開催されました。

那珂川町総合振興計画基本構想が上程され、那珂川町建設計画を基本として旧両町が誇れるものを活かしながら、個性をもった将来像を描くとともに将来像実現のための具体的なまちづくりの方針やその方策を示し、調和のとれた均衡ある発展のための礎になるものとして策定したもので、原案のとおり可決されました。その他に那珂川町国民保護協議会条例の制定など11件の町長提出議案が原案のとおり可決されました。なお、一般質問には11名の議員が登壇しました。

◆繰越明許費繰越計算書の報告

3月定例会において繰越明許費として議決した社会福祉費、特別養護老人ホーム等整備事業3,740万7千円は、県支出金2,137万5千円、福祉基金繰入金1,603万2千円、農業費、南部地区中山間地域総合整備事業3,600万円は、県支出金2,700万円、過疎対策事業債830万円、一般財源70万円、道路橋りょう費、地方道路交付金事業620万円は、国庫支出金341万円、合併特別債260万円、一般財源19万円それぞれ予算措置されました。

◆株式会社まほろばおがわの経営状況(第5期)報告

入館者数15万3,725人、経常利益607万3,146円で法人税等を差し引いた当期利益は85万9,146円でした。

◆人権擁護委員の推薦

高田 敬 氏(再任)

現在、人権擁護委員として活躍されている高田敬氏の任

期が平成18年9月30日で満了するため、引き続き人権擁護委員候補者として法務省に推薦するための議案が提出されたもので、異議なく賛同しました。

◆那珂川町国民保護協議会条例の制定

◆那珂川町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定

平成16年に制定された武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に国及び地方公共団体の責務が明示され、市町村においても国民の安全確保並びに国民保護のための条例を定めることになりました。

国民保護協議会条例は、武力攻撃事態等における住民の保護のための計画に関する重要事項を審議するための組織及び運営に関し必要な事項を定めたものです。

国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例は、武力攻撃事態等に対し、那珂川町国民保護計画に基づき、直ちに対策本部を設置し、住民を保護するために必要な事項を定めたものです。